

新型コロナウイルス感染症対策（新生児への給付）について

【質問】

感染症対策として、新生児への給付も可能となったが、特別定額給付金の対象となる基準日（4月27日）の翌日以降の予定出生数は、何人になっているのでしょうか。

当町には出生祝い金などの制度もありますが、今般の対策はあくまでもコロナに対しての安心安全対策を図る意味でも国の地方創生臨時交付金にて、新生児にも10万円を支給する方向での検討を戴きたいと思えます。

【回答】独自の給付金ではなく妊婦さんの支援制度を設ける

特別定額給付金の基準日以降に生まれた方は、7月29日現在2人で、12月末までに8人が出生の見込みとなっております。

給付金の制度設計は、一定の要件、基準・期限等を設けて実施しなければならないものと考えており、町として独自の給付金支給は考えておりません。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に不安を抱えながら出産された方や、これから出産を予定している妊婦の方々に安心して出産・子育てができるよう新たな支援制度を設けて地方創生臨時交付金にて対応してまいりたいと考えております。

岩部地区への公衆トイレ整備・浦和地区トイレの修築計画を

【質問】

岩部地区にはクルーズ乗船のお客さんだけでなく、自然の秘境を求め一般車両が多く訪れており、地区住民からトイレの必要性を訴える声が大でありました。

浦和地区でも民家にトイレを借りに来る人たちもおり、この実態を考慮すると、浦和地区のトイレも利用されるよう表示や修築を図って行けたら、より良くなると思えます。

せめて簡易トイレの設置対応を願うものであります。

【回答】岩部地区の振興を計画する中で協議していく

近年、岩部地区では、漁船の利用や海水浴での利用はほとんどない状況が続き、浦和地区も同様の状況になっており、老朽化と合わせ当初の役割を果たしたものと判断し、本年度解体することといたしました。

岩部地区は、クルーズ船運航に伴い漁港の利用者も増え、建設会社が作業員用に一時的に設置した仮設トイレを、女性客が中心に利用しており、今後岩部地区の振興を計画する中で協議してまいります。



今年度解体した浦和公衆トイレ
(昭和54年8月建設)

国民健康保険の減免問題について

【質問】

離職者が当町に転入し、前在住市では減額措置が施されて納付をしていたが、当町の減免措置の適用に当てはまらないとの担当課の判断に至りました。国民健康保険税条例第26条第1項の「町長において必要があると認めるものに対し税を減免する」、同項第2号には「当該年に於いて所得が著しく減少し、生活が困難となった者、これに準ずると認められる者」との規定があります。離職の状況では、本規定に合致すると解釈しますが、町長の見解をお伺いします。

【回答】新型コロナウイルスによる減免の適用になるか照会中

離職者に係る国民健康保険税条例第26条第1項の減免措置の解釈は、国民健康保険税減免取扱要綱別表2の規程により、前年の所得額が生活保護基準相当（一人当たり概ね11万円）の1.3倍以下である等、離職者でもそれぞれの状況に応じた審査が求められます。

なお、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免取扱要綱」の適用となるか北海道へ照会しているところです。